

7 産技第 269 号
令和 7 年（2025 年）9 月 30 日

環 境 部 長 様

産 業 労 働 部 長

令和 7 年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について（通知）

このことについて、令和 7 年 10 月 23 日（木）から令和 7 年度高圧ガス保安活動促進週間が実施されます。

つきましては、必要に応じて別紙「高圧ガス容器の取扱いにおける注意事項」を活用し、産業廃棄物処理業者、廃品回収業者等に対する高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いの周知にご配意願います。

（問合せ先）

担 当 産業技術課 保安・伝統産業係
塩入、錦山

内 線 2972

F A X 026-235-7496

電 子 メール sangi@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

高圧ガス容器の取扱いにおける注意事項

高圧ガス容器は、漏洩、爆発のおそれがあるため、取扱いにあたっては、以下の事項に特に注意してください。

○高圧ガスの移動について

高圧ガスを移動する際は、高圧ガス保安法第 23 条に規定される移動の基準を遵守すること。

○高圧ガスの貯蔵について

高圧ガスを貯蔵するときは、高圧ガス保安法第 15 条に規定される貯蔵の基準を遵守すること。

○高圧ガス容器のくず化について

高圧ガス容器をくず化するときは、高圧ガス保安法第 56 条（基本通達、個別通達）に規定される基準を遵守すること。

（例）

- ・ 高圧ガス容器をくず化するときは、通風の良い火気のない場所において、ガスを放出し、水により置換した後にくず化すること。
- ・ 高圧ガス容器のくず化は、容器の胴部が扁平になるまでプレスするか、2 個以上になるまで切断し、再使用できないようにすること。
- ・ 残ガスを排除した容器は、排除していない容器と混同しないように区分して容器置場におくこと。